

会議録

会議の名称	令和7年9月定例教育委員会
開催日時	令和7年9月29日(月) 午後1時30分から午後2時15分まで
開催場所	岩倉中学校
出席者(欠席者) 説明者	出席委員：野木森教育長、松本教育長職務代理者、押谷委員、三須委員、大村委員、淺美委員 説明者：教育部長、学校教育課長、生涯学習課長、管理指導主事、指導主事、学校教育グループ長
会議の議題	<p>1 開会 2 前回会議録の承認 3 教育長報告 4 協議事項</p> <p>議案第28号 岩倉市教育委員会後援名義の使用許可について (学校教育課)</p> <p>5 報告事項 6 自由討議 7 閉会</p>
議事録の作成方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要点筆記 <input type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> その他
記載内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の委員長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他()
会議に提出された資料の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・令和7年8月定例教育委員会会議録 ・議案 ・10月行事予定
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 非公開
傍聴者数	0人
その他の事項	
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
1 開会	
教育長 ：出席委員は、6人で会議は成立しています。これより、9月定例会を開催いたします。 よろしくお願いします。	
2 前回会議録承認	
令和7年8月25日開催の定例会の会議録について承認を受ける。	
3 教育長報告	
教育長 ：本日は、報告事項が4点あります。 1点目は、コミュニティ・スクールの状況についてです。 これまでに地域連携コーディネーターの情報交換会を毎月行っており、各学校でボランティアによる活動が活性化してきています。次回の情報交換会は10月16日(木)に開催されますが、その際はコミュニティ・スクールアドバイザーの風岡先生を招いてご指導いただく予定とされています。特色ある地域学校協働活動としては、五条川小学校では4月から地域住民による合唱が始まります。	

まり、南部中学校では保護者が集まるときにPTA カフェを開くなどの取組が始まっています。これからもこのような繋がりを通して地域住民が緩やかにネットワークを構築できる体制をつくりていきたいと思います。

2点目は、部活動の地域連携・地域展開についてです。

中学生の活動の場を学校教育から社会教育へ広げるという方策に基づき、11月21(金)県民の日学校ホリデーを「マルチ活動デー」として体験会を行います。開催日は平日ですが、フラダンスや鳴子踊り、百人一首から自分の好きな和歌を選んで行う詩吟など様々な催しを開催する予定で、現在、参加者を事前募集しています。対象は小学校4年生以上とし、会場は学校の運動場や体育館、音楽室などを使用します。商工農政課が主催するヨーヨー教室も併せて行われます。国の動きとしては、有識者会議が地域クラブに関する認定制度の素案を出しました。正式には、冬に出される新たなガイドラインに盛り込まれる予定です。これを受けて本市でも次年度以降、教育委員会内に運営主体を設けて、これまでの学校部活動の全部、あるいは一部を引き受ける地域クラブの認定を条件が整ったところから行っていくことになると思います。

3点目は、こどもまんなかアクション推進シンポジウムについてです。

9月14日(日)に開催されたシンポジウムでは、参加予定であった中学生が発熱により1名欠席しましたが、パネリストに手を挙げてくれた中学生5名とゲストであるよしお兄さんとでパネルディスカッションを行いました。子どものための子育てについて考えるという難しいテーマでしたが、中学生はよしお兄さんのトークショーの内容に対して本質的な質問をしたりするなど大勢の前で堂々と発言し、聞いていた大人たちも深く考えさせられる内容になったと思います。

4点目は、今年の市民体育祭についてです。

10月5日(日)に開催する市民体育祭ですが、今年は開会式やリレー競技などを縮小し、全体的に1時間ほど短縮する予定です。リレーのルール変更は、選手決めの負担が大きいという課題に対応したもので、小学生区対抗リレーはこれまで小中学生で男女別であったものを、男女混合の小学生のみに変更しました。また、中学生は区対抗リレーに組み入れ、職場グループ対抗リレーと統合することとしました。いずれのリレー競技についても準決勝を廃止し、時間の短縮を図っています。新たな方式になりますので、実施後何らかの形で意見を集約し、次年度に向けて検討したいと思います。

これから市民体育祭、11月には市民文化祭など生涯学習課関係の行事も増えていきますので、それぞれの活動を充実させていきたいと思います。

4 協議事項

議案第28号 岩倉市教育委員会後援名義の使用許可について(学校教育課)

原案どおり承認

教育長：何かご意見やご質問はありませんか。

全委員：(意見・質問なし)

教育長：第28号議案「岩倉市教育委員会後援名義の使用許可について」は、承認してよろしいでしょうか。

全委員：異議なし。

教育長：第28号議案「岩倉市教育委員会後援名義の使用許可について」は、承認します。

5 報告事項

(学校教育課)

- 9月議会の補正予算について

小中学校の施設管理関係では、光熱水費の電気代が当初見込みより単価が高くなったり、学校施設の照明のLED化に伴う使用量の削減率が想定より少なかったことなどにより不足が見込まれるため、小学校費880万円、中学校費340万円の光熱水費を増額する。小中学校の修繕関係では、岩倉東小学校保健室の空調機の老朽化に伴い希望の家で使用していた空調機を移設、落雷の影響で故障した岩倉南小学校のキュービクル及び受水槽ポンプの緊急修繕等の実施、岩倉中学校の井水埋設管の漏水で利用不能となった体育館用屋外トイレ、屋外手洗い場、

屋外散水栓等の緊急修繕等の実施により、今後の修繕料に不足が見込まれるため、小学校費では 210 万 7 千円、中学校費で 363 万円の修繕料を増額する。明日 9 月 30 日（火）議会最終日に可決される予定。

- ・令和 7 年 10 月 1 日付け職員異動について
学校教育課の異動はなし。

（生涯学習課）

- ・直近の実施事業の報告について

9 月 7 日（日）に第 25 回ジュニアオーケストラ定期演奏会を実施し 248 名が来場、9 月 6 日（土）に第 13 回市民カローリング大会を実施し 20 チームが参加、9 月 13 日（土）に第 31 回人形劇フェスティバルを図書館、市民プラザで実施し約 400 名の来場があった。12 月 6 日（土）に開催される愛知県市町村対抗駅伝競走大会の代表選手選考会を 8 月 30 日（土）に第 1 回、31 日（日）に第 2 回、9 月 7 日（日）に第 3 回を開催し、選手の選考を行った。年内に 5 回開催する練習会を通して正選手、補欠選手を決定していく。

- ・マルチ活動デーについて

「県民の日学校ホリデー」である 11 月 21 日（金）に地域活動体験会「マルチ活動デー」を開催する。9 団体の協力を得て実施。9 月 22 日（月）にすぐーるにより市内児童生徒の保護者に対し参加者募集の周知を行った。締切は 10 月 6 日（月）。申込は、デジタル市役所のイベント申込から行う。

- ・令和 7 年 10 月 1 日付け職員異動について

生涯学習課生涯学習グループの齋藤主任が秘書人事課へ異動、新たに環境政策課から岡田主任、こども家庭課から金森主任が生涯学習課へ異動となった。

（令和 7 年 10 月行事予定について）

- ・予定表のとおり

（その他）

- ・小中学校屋内運動場等の空調設備について

小中学校屋内運動場等空調設備の設置工事が完了した。早い学校では 9 月 1 日から使用を開始し、9 月半ばからは全校で使用が開始となった。残暑も厳しかったため、早く使用できることとなり大変助かった。

6 自由討議

大村委員：小中学校の写真撮影について、教員の盗撮事件があつたことから岩倉市でも教員の写真撮影が厳しくなっていると思います。これからは iPad のみの撮影となりますか。

教育長：教員の私物のスマートフォンでの撮影は禁止となっています。市が教員に配置している iPad は Wi-Fi 設定のある学校等でしかインターネットにつながらないため、校外に出るとホームページを更新できません。これまで宿泊行事の際には、私物のスマートフォンで撮影しリアルタイムでホームページを更新していましたが、これからは私物スマートフォンの使用ができなくなつたことでリアルタイムでの更新ができなくなります。今後は、学校所有のカメラで撮影したものを宿泊行事後に整理し、後からホームページを更新する方法となります。9 月以降に宿泊行事のある学校はそのような対応となります。委託業者から行事用にスマートフォンを借上げる場合については、そのスマートフォンで撮影してホームページにリアルタイムに更新できる学校もあると思います。

大村委員：これからは、宿泊行事中のリアルタイムなお知らせは文字だけでのお知らせになるということですか。

教育長：今は保護者との連絡用として使用しているスマートフォンアプリ「すぐーる」を活用できるようになっていますので、保護者など関係者には「すぐーる」で連絡できます。

大村委員：これまで図書ボランティアや読み聞かせの活動の中で、活動記録のために掲示物や読み聞かせの様子を写真に撮っていましたが、個人のスマートフォンでは一切撮影できなくなるということですか。

教育長：教員個人のスマートフォンでの撮影はできなくなりました。

大村委員：学校からは、保護者やボランティアも個人のスマートフォンでは撮影できなくなるため、学校で用意したカメラで撮影することになるのではないか、という話を聞いています。撮影したものを共有することも禁止になるということも聞きました。

事務局：掲示物については、撮影していいと思います。ただ、被写体に子どもたちが入る場合については、授業参観で撮影した写真についても同様ですが、不特定多数の人が閲覧する LINE グループなど SNS にあげることは差し控えていただくよう保護者にお願いしています。

大村委員：図書ボランティアが本を読んでいる姿を写真に撮って、LINE グループで共有するのはよいですか。

事務局：写真に写っているボランティアの方の了解を得ていれば、活動団体の情報共有のために LINE グループに載せることはいいと思います。

押谷委員：教室に私物のスマートフォンを持ち込まないなどの指示はどこからきてていますか。

教育長：国から指示がきています。事の発端は、ご存じのとおり教員の不適切な事案があったことからきており、教員に対する制約になります。ボランティアの方は学校のための活動をしていただいているので、その記録を共有したりすることは、目的がはっきりしていればそれを規制するものではないと思います。学校からそのような話があればこちらから説明させていただきますので、お知らせください。

大村委員：読み聞かせで読んでいる人を後ろから撮影し、読んでいる人しか写っていない場合はどうでしょうか。

教育長：一般的に顔が写っておらず、誰だか特定できない場合はいいと思います。

押谷委員：この場で話をするだけでなく、こういうことは可能、こういうことは禁止、ということを学校やボランティアの方などに明文化して周知したほうがいいと思います。

教育長：新たな規制は教員に対してのものですので、それ以外のことは何も規制していません。

大村委員：学校で借りたカメラでなくても撮影していいですか。活動している南部中学校や曾野小学校では、校内でスマートフォンを構えることはやめましょう、ということに現在はしていますがいかがですか。

教育長：校長会で一度議論してみます。

淺美委員：コミュニティ・スクールなども進めていくにあたっては、写真撮影についてルールを作り、アナウンスをしないといけないと思います。学校内でスマートフォンを構えることに対してアレルギーが出てきていると感じます。

教育長：教員が私物のスマートフォンを使うことは問題があるため、授業で使っている iPad で撮影するのであれば画像の管理ができ、監視できます。教員は iPad で撮ってホームページを更新していくことになります。

三須委員：英検（実用英語技能検定）についてですが、中学校で受験できるのは今年が最後ですか。来年から市内の別の会場で受験できるようになりますか。

教育長：確認しないと分かりませんが、名古屋市などいくつか市外の会場で実施していますので、希望者は個人で申し込み、受験することになると思います。

三須委員：中学校では一切行わないということですか。

教育長：そういういた傾向が強くなってきています。

次回の定例教育委員会は、10月27日（月）午後1時より南部中学校で開催します。以上で令和7年9月定例教育委員会を閉会します。

会議録記載事項は、上記のとおり承認し、ここに署名いたします。

令和7年10月27日

岩倉市教育委員会教育長

岩倉市教育委員

岩倉市教育委員

作成した職員
学校教育課主幹